

## 滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)の一部改正により、一定の地域脱炭素化促進施設の整備については、環境影響評価法(平成9年法律第81号)の計画段階環境配慮書に係る規定を適用しないこととする特例が設けられたことを踏まえ、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)においても同様の特例を設けるため、同条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 市町から地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた者が、当該地域脱炭素化促進事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備については、環境影響評価方法書の作成前の手続に係る規定を適用しないこととします。(第53条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

議第 号

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第53条に次の1項を加える。

- 2 第2章の2の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第22条の11に規定する整備については、適用しない。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第53条第2項の規定は、この条例の施行の日前に滋賀県環境影響評価条例第5条の4第1項の規定により同条例第5条の3第1項に規定する配慮書およびこれを要約した書類が送付された事業については、適用しない。

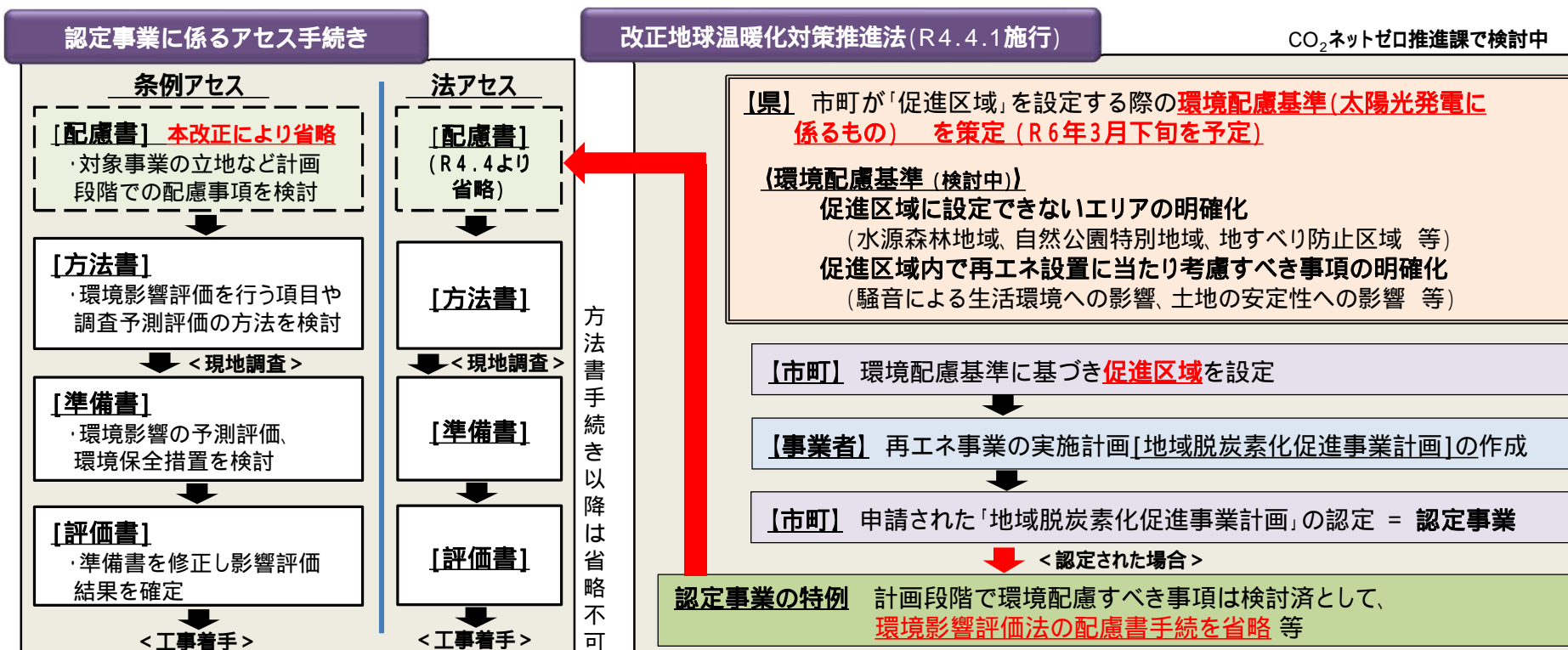
滋賀県環境影響評価条例新旧対照表（案）

旧	新
<p>第1条～第52条 省略 （適用除外） 第53条 省略 （新設）  第54条以下 省略</p>	<p>第1条～第52条 省略 （適用除外） 第53条 省略 <u>2. 第2章の2の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第22条の11に規定する整備については、適用しない。</u> 第54条以下 省略</p>

# 滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案【概要図】

参考資料

- 滋賀県環境影響評価条例では、環境影響評価法の対象とならない小規模な事業等について、法と同様のアセス手続を規定している。
- 改正地球温暖化対策推進法(R4.4.1施行)により、市町が認定した地域脱炭素化促進事業(再エネ施設の整備事業)については、法アセスにおける配慮書手続を省略する規定が設けられた。  
同事業を実施する区域「促進区域」を設定する際の環境配慮基準(県基準)の策定に合わせ、法と同様に、条例アセスにおいても配慮書手続を省略するため、条例改正を行う。【公布の日から施行(R6年3月下旬を予定)】



**【環境影響評価(環境アセスメント)とは】**

・道路、ダム、発電所の設置といった大規模な事業を行う際に、事業者自らが事業実施に伴う環境影響(水質、動植物、景観等)を、事前に調査、予測、評価し、実行可能な範囲で環境影響の回避または低減を図ることでより環境に配慮した事業にしていく手続。

**【太陽光発電に係る環境アセスメント手続の規模要件】**

- ・環境影響評価法(法アセス) : 出力40 MW(メガワット)以上(第1種事業)、出力30~40 MW(第2種事業)
- ・滋賀県環境影響評価条例(条例アセス) : 宅地の造成事業(太陽光発電を含む面的開発) 事業面積 20ha以上(出力10~20 MWに相当)  
森林の場合は事業面積 15 ha以上、自然公園内は事業面積 10 ha以上